

○事務局長 本日は全員出席ですので、総会は成立をいたしております。それではただいまより、令和2年度第9回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開催に当たりまして、田中会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 (挨拶)

○事務局長 はい。ありがとうございました。それでは、会議規則第4条によりまして、会長は総会の議長となり、議事を整理するとなっておりますので、会長よろしくお願いたします。

○議長 それでは、座らせていただいて進めさせていただきます。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員に9番委員、10番委員を指名いたします。よろしくお願いたします。日程第2、議案第22号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いします。はい、事務局。

○事務局長 それでは、資料が1ページになります。日程第2、議案第22号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてということで、下記のとおり農地を農地以外のものにするための許可申請があったので、許可、不許可についての副申意見を決定するものとするということです。

(1件の申請について説明)

○議長 はい。本件について、事前調査の報告をお願いいたします。

○17番委員 はい、17番。

○議長 はい、17番委員。

○17番委員 それでは、議案第22号の農地法第4条の許可申請に対する調査報告をいたします。

今回1件の申請がありましたが、昨日9日に9番委員、10番委員、私の3名で調査をいた

しました。本件については、先程説明がありましたように始末書をつけての申請となっております。申請地には、以前、施設が建っており、現在は解体されて、進入口となっております。申請者の亡夫が、事業用地として利用し現在に至っております。申請された農地の部分は、第1種農地となりますが、既存の施設の拡張として設置されていますので、立地基準を満たすものと考えます。また一般基準においても農地法第10条第6項及び施行規則第47条の不許可の要件には該当しないと思われまますので、一般基準を満たすと考えます。したがって、本件は追認案件となりますが、立地基準及び一般基準の両面から転用許可基準を満たすと思われまます。以上で報告終わります。

○議長 はい。ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、この件について何かご質問はございませんか。はい、7番委員。

○7番委員 この案件は、私の担当区域でありまして〇〇平米があったということは、本人もはっきりわからなかったのですけども、もう申請人が高齢のために施設の管理を道を挟んで建物があるんですけども、それを売りたいということで相談がありまして、農業委員会に相談に来て何とかこの4条でできた訳です。お陰様でできた訳です。この購入される方もやっぱり林業をされているということで、ここが宅地にならないと銀行からの融資が受けられないということでの申請で、お陰様でなんとか出来たということでもあります。

○議長 はい。ほかに何かございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長 はい。異議なしと認め、原案通り決定をいたしました。続きまして日程第3、議案第23号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 それでは、日程第 3、議案第 23 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてご説明いたします。令和 2 年第 12 回多良木町農用地利用集積計画を定めることにつきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による別紙計画書について、11 月 30 日付けで多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは、別冊の集積計画書の総括表にてご説明をいたします。

(案件の説明)

○議長 ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。何かございませんでしょうか。はい、ないようでしたらお諮りいたします。本件についてご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長 はい、異議なしと認め、原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第 4、議案第 24 号、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。はい、事務局。

○係長 それでは、日程第 4、議案第 24 号、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断についてのご説明をいたします。まずこちらが農地法第 30 条第 1 項に基づく農地利用状況調査、農地パトロールを毎年、調査をしておりますが、今年度は 8 月及び 10 月に各地区 6 班に分け調査をいたしました。確認いたしました遊休農地のうち、再生利用が困難な荒廃農地区分 B 分類とした農地について、農地法の運用についての規定第 4、(3) 及び (4) の規定により、農業委員会の総会等で農地に該当するか否かについて必要に応じて審議することとなっています。本日も審議いただき、非農地化を妥当と決定された場合には B 分類と判断され、年内に所有者等へ非農地通知を発送し、地目変更の登記をしていただくこととなりますが、非農地化を否であるとまた耕作できる農地であるとされ

た場合には、対象農地は B 分類から再生利用可能な A 分類に移行し、所有者等に農地の保全をお願いし、再利用意向調査を行うこととなります。再生可能な A 分類は抜根、整地、区画整理、客土等により再生することで、通常の農作業による方策が可能になると見込まれるもの、B 分類は再生困難で森林の様相を呈しているなど、農地の荒廃化が著しく、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、または周囲の状況から見て農地としての維持や継続的に利用が困難で、復元して農地として利用することができないものと見込まれるものでございます。今回、議案第 24 号の案件は、対象地が農地法第二条第 1 項に規定する農地、耕作の目的に使用される土地に該当するか否かの判断についてお諮りいただくものでございます。

(4 件の案件の説明)

以上説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長 続いて、事前調査の報告をお願いします。はい、17 番委員。

○17 番委員 それでは事前調査の報告をします。昨日の 12 月 9 日に、9 番委員、10 番委員と私、事務局長、係長の 5 名で事前調査を行いました。番号 1 番、3 番、4 番については、既に山林ともいえる状況になっております。番号 2 番については、3m 程度の木が生えており長年耕作していないと思われ、1 番から 4 番すべて農業用機械を入れるのも困難、人力でも耕起整地が困難であると思われ。よって、農地法の運用について第 4 (4) 基準のア、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合であるものと思われ。農地法第二条第 1 項に規定する農地ではなく、非農地と判断できると考えます。以上、事前調査の報告を終わります。

○議長 はい、ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。無いようでしたらお諮りをいたします。本件についてご異議は

ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長 はい、異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。次に、日程第 5、議案第 25 号、地籍調査事業による農地等の地目変更に対する意見決定について議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 はい、事務局。それでは、日程第 5、議案第 25 号、地籍調査事業による農地等の地目変更に対する意見決定について、多良木町地籍調査事業による農地等の地目変更について、多良木町長より、税務課地籍調査係より別紙のとおり照会があったので、意見を決定するものとなっております。別冊でお配りをしております。こちらに表紙ですけれども、地籍調査事業による農地転用の協議についてということで参っております。このことにつきまして、地籍調査作業規程準則第 29 条及び運用基準第 15 条に基づき、地籍調査を実施した結果、調査区域、大字黒肥地の一部において農地転用をされている箇所がありましたので、農業委員会への意見を求めますということで上がってまいっております。本日、協議をしていただきまして可決をいただきますと、その結果を税務課の方へ回答することになっております。その確認後、国への申請認証を受けて、法務局へ登記ということになっております。地籍調査実施区域といたしまして、大字黒肥地の 11 字書いてございます。裏面に調査区域を上げております。球磨川に面する黒肥地地区の 11 字ということになっております。本日協議対象の筆数ということで、農地が農地以外の用途に利用されている土地というのが 282 筆、8.64 ヘクタールになっております。農地以外の土地が農地として利用されているというのが 38 筆、1.15 ヘクタールとなっております。今回、この区域につきましては全体で 1512 筆の筆数がありまして 53.2 ヘクタールの地籍調査事業を行っております。この中で問題になるのが農地が農地以外の用途に利用されている土地 282 筆、

これについての協議となりますけれども、全体で 282 筆ございます。現地が確認できなかったというのが 137 筆あります。137 筆の内訳としましては、現地確認不能で球磨川になっていたり、県道の敷地になっていたり、あるいは町道の敷地、里道の敷地、水路の敷地というのが 137 筆ございました。残りの 145 筆につきましては、農地が宅地になっていたのが 85 筆、山林になっていたのが 43 筆ございました。山林になったのは、自然となっていたので、把握はできませんけれども、農地から宅地になっていたのが 85 筆ございました。85 筆の内訳をみましたところ、そのうち転用の申請の許可を取って、宅地にされていたというのが 12 筆ございます。ただその転用の許可はとっているんですけども、最終的な地目の変更をされていない、いなかったというのが 12 筆ございます。何でその最終的に地目を宅地までしなかったかって言いますと、それは地籍調査のときに地目の変更ができるというようなことで、転用申請の許可を受けて建物は建てたけれども、地目までは変えませんでしたというのが 12 筆ございました。それから農地法が施行されたのが昭和 27 年 10 月 21 日です。それ以前に建っている建物については農地法の規定を受けませんので、例えば非農地証明で、非農地証明をできるということになっております。ただ、農地法施行以前に建てられた建物という証明というのが難しく、税務課の固定資産税で昭和 57 年に多良木町の全棟調査、全部の家の実測に行っております。その時に、その所有者の方にこの建物はいつ建てられましたかっていうのを聞きまして、これは大正かなとか昭和の何年ぐらいですかと尋ねまして、農地法以前、農地法施行以前ってというのが 16 筆だけは確認できました。確認できなかったのが 46 筆ございますけれども、例えば、母屋は昭和 30 年に建てたけれども、堆肥舎は、大正時代から建っている。というようなことをこちらが聞き取りをしたとして、結局、建物自体は昭和 30 年としか書くことができない。でもそれに付随する堆肥舎は大正時代に建てましたということであれば、その母屋の方も大正時

代から本来はあったのかなとは思っております。不明というところで何筆かありますが、現在、地籍調査をやっておりますので、もうそれによって地目が正当なものに変わるものでしたら、これで認めても良いのかなというふうに考えております。農地が農地以外になっている部分につきまして、やはりその国土調査で調査した地目が結果として上がってきたら、今から先も 4 条申請とか 5 条申請とかっていうのも少なくなるかと思っております。よろしく協議をお願いいたします。

○議長 はい。ただいま事務局より説明がございましたが、本件について、皆様方何かご意見はございませんか。

○9 番委員 地籍調査の案件が出てきたのは久しぶりだと思いますが、進んでいるのでしょうか。

○事務局長 平成 4 年から地籍調査事業を開始してもう 26 年、27 年になってまいります。最初、大字久米地区に着手をいたしまして、大字久米が終わりまして、そのあと大字槻木にいきました。そして、現在、大字多良木も残っているのが植木方面がまだ残っております。そして大字黒肥地、本日出てきておりますけれども黒肥地もまだ球磨川のちょっと先、県道の改良に関連した場所をやっておりますけれども、何でこういうふうに時間がかかっているのかってというのはちょっとよくわかりませんが、本来ですと 3 年サイクルで登記ができるような形で地籍調査は進んでおります。地元説明会をしまして、一筆地調査というのを境界とか地目とかを確認して、その次の年に所有者の方に図面を見てもらってこれで間違いがないですかという確認をしまして、国の認証をもらって法務局へ登記するというのが 3 年サイクルで大体やってたんですけども、今回、遅れているっていうのが、熊本地震とかで座標がずれたっていうのもあるかと思うんですけども、ちょっとそのところは税務課の地籍調査係に話を聞かないと回答ができませんけれども、今回、案件を 1512 筆 53.2 ヘクタール分を上げさせていただきましたけれども、次回の総会でも次の追加

の分の照会が出てまいりますので、また次の総会の時にまた説明をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 9番委員よろしいでしょうか。

○9番委員 もう少し、短期で終わる予定じゃ無かったのか。

○事務局長 そうですね、はい。一番難しい黒肥地が残っているっていうのが、作業的には大変だろうなと思っております。はい。

○議長 はい、18番委員。

○18番委員 えーとですね、この中で農地以外の土地が農地として利用されている。ということとは元は宅地なり原野なり山林だったということですか。

○事務局長 はい、その通りです。そこのところもちよっとよくわかりませんが、もともと宅地だったけれどもその宅地の家を壊して畑にされたり、山林を開墾して農地にされたりっていうのが、38筆でてきておりまして、今の現況としましては農地ということで38筆が農地に組み入れられております。そちらの方は一応、農林課の方とも協議をしております。はい。

○議長 よろしいでしょうか。ほかに何かご意見はございませんか。はい、17番委員。

○17番委員 はい、17番。地籍調査ですけれども槻木あたりであったときですね。現況はあくまでも現況ですから、うちあたりもかなり農地というか、畑あたりに植林してたんですよ。あくまでも現況でいくので、こういう状態が起きてくるんだと思うんですよね。実際、うちあたりは田んぼとか畑でも、その調査員さんと役場の担当の方が見てその時に判断されたんですよ。現況で現況はあくまでもうちあたりはそうでした。

○議長 はい、事務局。

○事務局長 国土調査法につきましては、やはりそのときの状況を見て、境界を決めたり地目

を決めたりっていうことになっておりますので、例えば、宅地になって、無断転用じゃないかっていう考えもあるかとは思いますが、あくまでも地籍調査でそういうふうな地目が認定されたっていうことで、追認というような、もう認めざるをえないのかなっていうふうに思っております。以上です。

○議長 ほかにご意見はございませんか。今後も、今までのように現況どおりの地籍調査の方向で良いだろうということでございます。はい。筆数が余りにも多くてですね、これを一件一件、農業委員会で見るというのも到底できないことございましてですね。地籍調査のときに、現況で把握をしていただくということでございます。皆さん方ほかに何かご意見はありませんか。それではお諮りをいたします。本件について、皆さん方ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長 異議なしということで決定をいたします。次にいきます。日程第 6、報告第 10 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について事務局よりお願いいたします。はい、事務局。

○係長 はい。すいません、まずお詫びをいたします。1 枚用紙をお配りしておりますが、追加があったものですから、議案の差し替えをしていただければと思います。今回、6 番の追加がありまして、それ以降の番号が繰り下がっております。議案のほうに付いてる分は破棄していただければと思います。それでは、日程第 6 報告第 10 号、農地法第 18 条第 6 項の合意解約の報告について、令和 2 年 10 月 26 日から令和 2 年 11 月 15 日までの分となっております。

(内容説明)

○議長 はい、ただいま事務局より報告がございましたが、この件について何かご質問はござ

いませんか。

○9 番委員 △△は山江の人ですか。

○係長 山江村です。前、〇〇さんがつくられたところを作られます。

○議長 ご質問はございませんか。

○3 番委員 去年〇〇さんがつくって、作物、からいもや里芋を作られたが、よくできないという
うことで土地を返した経緯がありますから、直ぐ解約となると大変なことになると思いま
す。今のところは契約して頂けるので、良いのかなとは思いますが。

○事務局長 ご意見を頂きましたので、注意してみ参ります。

○係長 〇〇さんが以前つくられたっていうのをご存じの上で、△△が耕作されるということ
です。そこらも分かった上で耕作者となられます。

○議長 ないようでしたら、報告第 10 号はこれで終わりたいと思います。 続いて日程第 7、
報告第 11 号、許可不要転用届の報告についてを議題と致します。本件について事務局より
説明をお願いします。

○事務局長 はい、事務局。それでは日程第 7、報告第 11 号、許可不要転用届の報告について
ということで、もう許可は必要がなく、一応転用しますという報告です。今回 2 件あがっ
てきております。

(内容説明)

以上で説明を終わります。

○議長 はい、ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご質問はござい
ませんか。はい、ないようでしたら、報告第 11 号をこれで終わります。続きまして日程第
8 報告第 12 号、農業委員会法改正 5 年後調査の回答についてを議題といたします。本件に
ついて事務局より説明をお願いします。

○係長 それでは、日程第 8 報告第 12 号、農業委員会法改正 5 年後の調査の回答についてという事で、一般社団法人全国農業会議所から別紙のとおり回答しますということでありまして。次の 14 ページを開いていただきまして、農業委員会法改正 5 年後調査の概要ということで、まず 1、調査対象が 1702 の全農業委員会、調査の目的が、農業委員会制度の大きな改革が平成 28 年の改正農業委員会法の施行から 5 年目を迎え、制度改正により、農業委員会の活動や運営にどのような効果が生じたのかを把握するとともに、活動や運営の課題となっているというのを改善していくことを目的として調査を実施するという事になっております。調査結果は、農業委員会組織に公表するほか、農業委員会法改正の 5 年後の見直しの検討で、国等と意見交換を実施する際の資料として活用します。資料として活用しますってことになっております。それでは、別紙です、ちょっと厚めの皆さん方へお配りしていると思います。1 ページ目から 18 ページ目にですね、各、調査の項目と既に事務局の方で丸をつけさせていただいております。約 50 近くの設問がございます。こちらの方の回答なんですけれども、一応全国農業会議所の方からですね、可能な限り、農業委員会の総会審議でお諮りの上、ご回答をお願いしますということになっております。なお総会審議については、議案に回るかもしくは、会長専決後に報告をするかいずれかをお願いしますということになっております。今回は、議案ということで、一応上げておりますけれども、いや、議題に上げておりますけれども、今回議案ではなくてですね、会長専決後の報告という方式で今回させていただいているところでございます。いろいろありますけれども、会長に見ていただいた後で、皆さん方に報告をさせていただいているところなんですけれども。もし何かありましたら、報告期限が 12 月 25 日までということになっておりますので、ここ丸を付けたが良いとか、そういったご意見がありましたらですね。ご連絡等いただければと思います。以上です。

○議長 はい、ただいま事務局から説明がございました。私もですね、全ページ見させていた
だきましたが、この丸のところ。適切になっていると私も思っております。皆さん方
も、ご確認をいただきまして、ご意見がございましたらですね、事務局の方にお知らせを
いただきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。それでは、
日程第9、次回総会に伴う事前調査委員の指名を行いたいと思っております。15 ページです。次
回の議会の事前調査が1月13日水曜日、午前9時より、総会を1月14日木曜日、午前9
時より行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。調査委員に2番の西委員、18番上原
委員、19番本田委員をお願いしたいと思っておりますが、御三方よろしいでしょうか。はい、よ
ろしく申し上げます。他に何かございませんでしょうか。無いようでしたら終了致し
ます。

○事務局長 それでは、これを持ちまして令和2年第9回多良木町農業委員会総会を閉会致
します。お疲れ様でした。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記